

鳥類を飼っている皆様へ

高病原性鳥インフルエンザが国内で発生しています！

国内で鳥インフルエンザの発生が続いていますが、直ちに家庭等で飼育している鳥が感染することはありません。

飼育している鳥類を鳥インフルエンザから守るため、清潔な状態で飼育するとともに、ウイルスを運んでくる可能性のある野鳥が近くに来ないようにするほか、次のことに注意してください。

- 1 屋外の鳥小屋の場合は、野鳥やネズミなどが入らないようにしましょう。
- 2 鳥の餌（えさ）が残った容器を野外に放置しないようにしましょう。
- 3 野鳥の糞（ふん）を踏んだりしたときは、靴底を洗いましょう。
- 4 にわとり、アイガモなどの飼養農場へは、必要がない限り立入らないでください。
- 5 異常を発見した場合は、速やかに獣医師や家畜保健衛生所などにお知らせください。

～鶏肉や卵を食べることで高病原性鳥インフルエンザウイルスが人に感染することは世界的にも報告されていません～

【連絡先】

家きんに関することは：渡島家畜保健衛生所 TEL:0138-49-5444

野鳥・鳥類に関することは：渡島総合振興局環境生活課 TEL:0138-47-9439

人の健康相談に関することは：函館市 市立函館保健所 TEL:0138-32-1539

そのほかの市町 渡島保健所 TEL:0138-47-9541



◆今後とも必要な情報をお伝えするため、小規模で家きんを飼養されている方は、市町村役場にご連絡ください。

渡島総合振興局